

## 岐阜県地域森林監理士活用事業実施要領

	平成30年4月2日	林第5号	林政部長通知
一部改正	平成31年3月26日	林第643号	林政部長通知
一部改正	令和元年5月1日	林第134号	林政部長通知
一部改正	令和2年3月24日	林第717号	林政部長通知
一部改正	令和3年3月31日	林第773号	林政部長通知

### 第1 目的

この事業は、第3期岐阜県森林づくり基本計画における100年先の森林づくりを推進するため、市町村や林業事業体等が岐阜県地域森林監理士を活用し、地域が主体となった森林づくりの体制を強化することを目的とする。

岐阜県地域森林監理士活用事業費補助金の事務の取扱いは、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第2 対象業務等

区分	事業実施主体	業務内容	補助率
市町村林務行政の支援	市町村	① 市町村が実施する森林整備のための集約化協議会等の設立・運営等の支援 ② 森林・林業に関する市町村計画の策定・推進の支援 ③ その他、森林・林業に関する知識・経験を元にした森林整備のための活動等	23/100 以内

林業事業体の経営体質の強化等	① 林業事業体 ② 林業関係団体 ③ その他、知事が認める者	① 組織運営や雇用の改善に資する助言・提案 ② 森林経営計画の策定及び実行監理の支援 ③ 国・県の動向や施策の周知 ④ その他、森林・林業に関する知識・経験を元にした森林整備のための活動等	50/100 以内
----------------	--------------------------------------	---	-----------

### 第3 対象経費

支出科目		備 考
報酬		名称にかかわらず、岐阜県地域森林監理士を嘱託職員等として雇用するために必要な経費とする。
給料		
職員手当等		
共済費		
賃金		
報償費		
旅費	業務旅費	岐阜県地域森林監理士が、委嘱等された業務を行うために出張する場合の業務旅費とする。
需用費	消耗品費	岐阜県地域森林監理士が、委嘱等された業務を行うために直接必要な経費とする。 ただし、備品購入は認めない。(必要であれば、リース契約等により使用料及び賃借料から支出すること。)
	会議費	
	印刷製本費	
役務費	役務費	
使用料及び賃借料		
委託料	業務委託料	事業実施主体が岐阜県地域森林監理士の所属する組織等に支払う業務委託料とする。 なお業務委託料は、岐阜県地域森林監理士を嘱託職員等として雇用する場合に必要な経費相当分に、必要な諸経費等を加えたものとする。
その他		上記以外で、特に必要と認められる経費とする。

#### 第4 実施計画書の提出

事業実施主体の長は、自身が所在する市町村を所管する農林事務所長（以下「所長」という。）に、所長が別に定める日までに実施計画書（別記第1号様式）を提出するものとし、所長は、事業計画書の写しを林政部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

#### 第5 事業の内示

- 1 部長は、実施計画書の内容を審査して補助金額を決定し、所長に通知する。
- 2 所長は、前項の通知に基づき、補助金額を事業実施主体の長に内示する。

#### 第6 補助金の交付申請

事業実施主体の長は、事業の内示を受けたときは、規則第4条に基づく補助金交付申請書（要綱第1号様式）に第10の1に定める書類を添えて所長に提出するものとする。

#### 第7 補助金の交付決定

所長は、補助金交付申請書の内容を審査し適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）を事業実施主体の長に通知するものとする。

#### 第8 実績報告書の提出

- 1 事業実施主体の長は、事業終了後、規則第13条に基づく実績報告書（要綱第7号様式）に第10の2に定める書類を添えて所長に提出するものとする。
- 2 所長は、実績報告書の提出を受けたときは、確認要領に基づき事業内容の確認を行うものとする。

#### 第9 補助金額の確定

- 1 所長は、第8の2の確認の結果、事業内容が適正であると認めたときは、規則第14条に規定する額の確定を行うとともに、補助金額の確定通知書（別記第3号様式）を事業実施主体の長に通知するものとする。
- 2 所長は、額の確定後速やかに実績報告書と確認調書及び額の確定通知書の写しを添付して部長に報告する。

#### 第10 補助金交付申請書等の添付書類

- 1 要綱第4条に定める交付申請書の添付書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画書（別記第4号様式）
  - (2) 収支予算書（別記第5号様式）
- 2 要綱第8条に定める実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第4号様式）
- (2) 収支決算書（別記第5号様式）
- (3)（直接雇用等する場合）委嘱状の写し
- (4)（業務委託する場合）業務委託契約書の写し

#### 第11 事業着手の制限

事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとする。ただし、当該年度内において止むを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体の長は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第6号様式）を所長に提出するものとする。

#### 附則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式

第 号  
令和 年 月 日

農林事務所長 様

所在地  
事業体名  
代表者名

岐阜県地域森林監理士活用事業実施計画書

岐阜県地域森林監理士活用事業実施要領第4の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 活用する岐阜県地域森林監理士等

氏名	所属する組織名	認定番号	備考

2 事業計画

対象業務	直接雇用 又は委託	内容	事業費 (円)	補助金額 (円)	備考
市町村林 務行政の 支援					

対象業務	内容	事業費 (円)	補助金額 (円)	備考
民間林業事業体の 経営体質の強化等				

第 号  
令和 年 月 日

様

農林事務所長

令和 年度 岐阜県森林・林業対策事業補助金の交付決定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度森林・林業対策事業補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号）第 5 条第 1 項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度岐阜県地域森林監理士活用事業とし、その内容は申請書に記載されているとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更される場合における補助事業に要する経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円
- 3 補助事業に要する経費及び補助金の額の区分は、申請書に記載されているとおりとする。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、岐阜県補助金等交付規則、岐阜県森林・林業対策事業補助金等交付要綱、及びその他関係通知に従わなければならない。
- 5 補助金交付の条件は、前記 4 に定めるもののほか、次のとおりとする。
  - （1）補助事業者は、補助事業の内容を変更（知事が定める軽微な変更を除く。）しようとする場合は、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。

- (2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。また、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに所長に報告してその指示を受けなければならない。
  - (3) 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から換算して5年間整理保管しなければならない。
- 6 所長は、補助事業者が所長の付した条件に違反した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

別記第3号様式

第 号  
令和 年 月 日

様

農林事務所長

令和 年度 岐阜県森林・林業対策事業補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した令和 年度森林・林業対策事業補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第14条の規定により下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 事業名 岐阜県地域森林監理士活用事業

2 確定補助金額 円

別記第4号様式

岐阜県地域森林監理士活用事業 事業計画（実績）書

1 活用する岐阜県地域森林監理士

氏名	所属する組織名	認定番号	備考

2 事業計画（実績）

対象業務	直接雇用 又は委託	内容	事業費 (円)	補助金額 (円)	備考
市町村林務行政の支援					

対象業務	内容	事業費 (円)	補助金額 (円)	備考
民間林業事業体の経営体質の強化等				

別記第5号様式

岐阜県地域森林監理士活用事業 収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	予算額（決算額）	備 考
県補助金	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	予算額（決算額）	備 考
	円	
計	円	

※支出科目ごとに記載すること。

農林事務所長 様

所在地  
事業体名  
代表者名

補助金交付決定前着手届

令和 年度岐阜県地域森林監理士活用事業について、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、別記誓約条件を付してお届けします。

事業実施主体	
着手予定年月日	令和 年 月 日
完了予定年月日	令和 年 月 日
補助金交付決定前着手の理由	

誓約条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間に、天災、地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担する。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議がない。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画の重要変更は行わない。